

令和4年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会
会 議 錄

第2回（8月）定例会

8月10日開会～8月10日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

令和4年第2回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会期の決定	2
○諸般の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○行政報告	2
○報告第1号の上程、説明、質疑	3
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

令和4年第2回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年8月10日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 報告第1号 令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の繰越明許費の報告について
日程第6 議案第5号 令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第7 議案第6号 令和4年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）
日程第8 議案第7号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第8号 クリーンセンターいづ条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（7名）

1番 黒須淳美君	2番 青木靖君
3番 三田忠男君	4番 杉山誠君
5番 鈴木俊治君	7番 笹原恵子君
8番 山本昭彦君	

（6番 八木基之君 欠席届提出）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管理 者 菊地 豊君	会計管理 者 原 恵子君
事務局長 原田一郎君	計画係長 駒坂昭夫君
計画係長 水口直樹君	

職務のため出席した者の職氏名

書記 滝川和代

開会 午前9時30分

◎開会の宣告

○議長（ 笹原恵子君） 皆さん、おはようございます。これより令和4年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。
本日、6番、八木議員より欠席の届け出がありますので、お知らせします。

◎開議の宣告

○議長（ 笹原恵子君） ただいまの出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（ 笹原恵子君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。なお、副管理者から欠席の申出がありましたので、御承知おきください。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（ 笹原恵子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（ 笹原恵子君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（ 笹原恵子君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果の報告につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

○議長（ 笹原恵子君） 日程第4、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

○議長（ 笹原恵子君） 失礼いたしました。議事録署名議員の指名についてを抜かしておりませんので、再度やらせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（ 笹原恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番杉山誠議員、5番鈴木俊治議員を指名いたします。

◎行政報告

○議長（ 笹原恵子君） 続きまして、行政報告に移ります。管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 皆さんおはようございます。令和4年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄

物処理施設組合議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

新ごみ処理施設整備・運営事業の建設工事の進捗状況についてご報告いたします。

令和元年9月に契約を締結しました建設工事につきましては、令和5年1月の施設稼働に向けて計画通りに進んでおり、8月2日からは、試運転に先立ち、建物に電気を引き込む「受電」が開始され、各機器の単体試験を進めています。

21日には、工事中の施設を子供たちが見学できるよう、伊豆市・伊豆の国市の小学生を対象とした「工事現場の親子見学会」を予定しており、多くの参加申し込みをいただいております。

9月25日には、焼却炉に初めて火を入れる「火入れ式」を予定しており、施設の安全を祈願いたします。その後、焼却炉やボイラー内のレンガなどの耐火物中の水分を取り除く「乾燥焚き」や蒸気配管内の異物や残留物を除去する「ブローアウト」など、音や蒸気を伴う試験運転が始まります。

10月に入りますと、10日からは、市民の直接搬入を除いた、構成市の可燃ごみの全量受入れが開始され、17日頃からは、実際の可燃ごみを用いた「焼却試験」が開始される予定となっております。

工事の進捗状況や、試運転に関する内容につきましては、6月12日に新ごみ処理施設運営協議会を開催し、周辺5区を代表する委員の皆様方に説明させていただきました。

また、両市市民の皆様には、新ごみ処理施設建設ニュース第4号を作成し、構成市の広報紙7月号に併せて各戸配布させていただきました。

なお、周辺5区の皆様には、試運転についての更に詳しい内容を記載した、「試運転についてのお知らせ」を各戸配布させていただき、情報提供に努めています。

今後は、施設稼働に向けたプラント設備の性能確認のための試験が中心となります、外構工事など、年内完成に向けて、集中して作業が続いていくことになります。

これまで近隣住民の皆様を始め、周辺地区の皆様には大変ご協力をいただいております。引き続き、ご協力をお願いするとともに、議員の皆様におかれましても、当事業へのご理解ご協力をお願いいたします、行政報告といたします。

○議長（笹原恵子君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（笹原恵子君） 日程第5、報告第1号「令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の繰越明許費の報告について」を、議題といたします。管理者に、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 報告第1号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の繰越明許費の繰越額を報告するものです。詳細については、事務局長に説明をさせます。

○議長（笹原恵子君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 原田一郎君登壇〕

○事務局長（原田一郎君） 報告第1号の補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。こちらは令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算繰越明許費の繰越計算書となります。2件ございますが、いずれも、3款衛生費、1項清掃費の新施設整備事業でございます。新ごみ処理施設設計・施工監理

業務委託料517万円、(仮称)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事13億3,600万円は、令和4年2月10日に議決いただきました、令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算(第2回)において設定された繰越明許費でございます。

2件とも設定額と同額である、新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料は517万円、(仮称)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事は13億3,600万円を令和4年度に繰越すものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(笹原恵子君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

○議長(笹原恵子君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(笹原恵子君) 日程第6、議案第5号「令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。管理者に、提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者(菊地豊君) 本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けまして、議会の認定をお願いするものでございます。

令和3年度に実施した主な事業といたしましては、施設建設工事、施設設計・施工監理業務、施設整備技術支援業務がございます。決算の詳細について、事務局長に説明をさせます。

○議長(笹原恵子君) 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

[事務局長 原田一郎君登壇]

○事務局長(原田一郎君) それでは、議案第5号 令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算について、内容の説明をさせていただきます。

表紙に「令和3年度 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合 歳入歳出決算書」と記載してございます冊子の6ページをご覧ください。令和3年度組合会計の歳入総額は72億5,939万4,250円、歳出総額は59億1,005万1,916円となり、歳入歳出差引額は、13億4,934万2,334円となりました。

ページを戻っていただきまして、決算書2ページ、3ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の歳入でございます。1款1項負担金から5款2項財産売払収入までの合計で、予算現額72億5,914万2,000円に対し、調定額72億5,939万4,250円、収入済額も同額で72億5,939万4,250円となりました。不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項議会費から4款1項予備費までの合計で、予算現額72億5,914万2,000円に対し、支出済額59億1,005万1,916円、翌年度繰越額13億4,117万円、不用額792万84円となりました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。決算書附属書類、歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。1款1項1目構成市負担金は、2市からの負担金でございます。当組合の会計は、国庫支出金及び諸収入を除いて、2市からの負担金で賄っております。負担金の計算方法は、総額の50%を均等割、残りの50%を計画ごみ量割として、平成30年2月策定の計画処理量により按分しております。負担金の額は伊豆市分が21億4,338万9,405円、伊豆の国市分が26億3,829万3,595円となりました。2款1項1目衛生費国庫

補助金は、新ごみ処理施設建設工事に係る循環型社会形成推進交付金で、令和3年度の交付額は21億231万4,000円でした。3款諸収入のうち、1項1目の雑入は0円、2項1目預金利子は、指定金融機関担保金の利子が9円でございました。4款繰越金は、令和2年度からの繰越金が1,314万4,088円、繰越明許費の新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料、新ごみ処理施設建設工事に係る繰越明許費繰越金が3億6,199万8,000円で、合計3億7,514万2,088円でございました。5款2項1目不動産売払収入は、県道拡幅工事に伴う、土地売払い収入で、25万5,153円でございました。以上、歳入合計で収入済額72億5,939万4,250円でございました。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書の歳出でございます。1款1項1目議会費は、予算現額40万5,000円に対し、支出済額30万1,375円、不用額10万3,625円で執行率74.41%でございました。こちらの支出につきましては、組合議会運営事業ということで、議会の開催と運営を行うための費用でございます。令和3年度は定例会2回と臨時会1回、全員協議会3回を開催いたしました。次に、2款総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費は、当初予算4,587万円に補正予算で1,314万4,000円を増額した、予算現額5,901万4,000円に対し、支出済額5,446万2,653円、不用額455万1,347円で、執行率92.29%でございました。こちらの支出につきましては、主に組合派遣職員の人事費負担金、顧問弁護士委託料、組合事務所借上料及びパソコン等機器の借上げに係る費用、過年度構成市負担金精算金等がございました。次に、2項監査委員費、1目監査委員費は、予算現額20万円に対し、支出済額18万1,564円、不用額1万8,436円で、執行率90.78%でございました。こちらの支出につきましては、監査委員運営事業ということで、地方自治法に基づく監査の実施に伴うものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。3款1項1目清掃総務費は、当初予算68億3,552万5,000円に、前年度からの繰越明許費繰越額3億6,199万8,000円を合わせた、予算現額71億9,752万3,000円に対し、支出済額58億5,510万6,324円、翌年度繰越明許費繰越額13億4,117万円、不用額124万6,676円で、執行率81.35%でございました。こちらの支出は、新施設整備事業ということで、新ごみ処理施設建設に伴う事業に係る費用でございます。令和3年度の主な事業としては、(仮称)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事及び新ごみ処理施設設計・施工監理業務を前年度からの繰越明許分と併せて実施しております。繰越明許費13億4,117万円につきましては、先ほど、報告第1号の繰越計算書の説明で申し上げたとおりでございます。4款1項1目予備費の支出はございませんでした。以上、歳出合計で支出済額59億1,005万1,916円、繰越明許費繰越額13億4,117万円、不要額792万84円でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額72億5,939万4,000円、歳出総額59億1,005万2,000円、歳入歳出差引額13億4,934万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が13億4,117万円ですので、実質収支額は817万2,000円になります。

続いて、16ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1.の公有財産のうち、まず(1)行政財産の土地及び建物につきましては、県道拡幅工事用地として、42.39m²の減であります。(2)普通財産の土地及び建物、(3)山林、(4)物件の取得はございません。

18ページをお願いいたします。(5)有価証券、(6)出資金及び出捐金もございません。2.物品につきましては府用車1台で、前年度末と変更ありません。3.債権、4.基金は

ございません。

なお、地方自治法第233条第5項に定める、主要な施策の成果を説明する書類としての「事業別決算概要報告書（令和3年度）」は別添のとおりでございます。

以上で、令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○議長（ 笹原恵子君） 説明が終わりました。ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。鈴木監査委員。

〔監査委員 鈴木俊治君登壇〕

○監査委員（鈴木俊治君） 議会選出の監査委員の、鈴木です。議案第5号「令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定について」、審査を実施した結果と意見を述べさせていただきます。

議案書の7ページをお開き願いたいと思います。去る6月23日、伊豆市役所中伊豆支所3階第5会議室におきまして、令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算審査を実施いたしました。歳入歳出決算書及びその他関係書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も適正であると認められました。審査を実施した結果、監査委員として、審査意見を述べさせていただきましたので、申し上げます。

第1点目は、「組合予算の適正な執行について」であります。今後も地方自治法第2条第14項に規定されているとおり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、適正な予算執行をお願いいたします。本年12月末の新施設完成に向け、工事費の適切な執行管理はもとより、運営に向けた経費についても適正な執行に留意してください。

第2点目は、「新施設整備事業について」であります。新ごみ処理施設建設工事は、両市において大規模事業であり、施工監理業務に加えて、技術支援業務を委託し、専門家と緊密に連携しながら事業を進めております。予定どおり、令和5年1月から稼働できるよう、引き続き、最大限努めてください。また、試運転期間においても、周辺環境、近隣住民等への配慮を十分に行うようお願いします。

第3点目は、「市民への情報提供について」であります。市民への情報提供として、組合ホームページに事業進捗状況を毎月掲載しています。あわせて「新ごみ処理施設建設ニュース」を2回発行し、各戸に配布されました。今後も市民に対しての情報提供に積極的に取組んでいただくようお願いいたします。

審査の結果及び審査意見につきましては、以上であります。

○議長（ 笹原恵子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。討論はございますか。

○議長（ 笹原恵子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第5号「令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（ 笹原恵子君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（笹原恵子君） 日程第7、議案第6号「令和4年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」を議題といたします。管理者に、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の総額に歳入歳出それぞれ817万2千円を追加し、予算総額を28億7,517万2千円とするものであります。歳入歳出予算は以上となります。そのほか、新たに始まります運営業務に関するモニタリング支援業務委託について、債務負担行為の設定をお願いするものです。詳細について、事務局長に説明をさせます。

○議長（笹原恵子君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 原田一郎君登壇〕

○事務局長（原田一郎君） それでは、議案第6号令和4年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）の内容の説明をさせていただきます。

議案書の別冊、表紙右上に「別冊」と記載してございます冊子の、1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条第1項にあります、歳入歳出予算の総額にそれぞれ817万2,000円を追加して、予算総額を28億7,517万2,000円とするものと、第2条にあります、債務負担行為を設定するものでございます。

次の2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。2ページの歳入です。補正額は、4款繰越金、1項繰越金が817万2,000円の増額となり、歳入合計は補正前の額28億6,700万円に補正額817万2,000円を追加して28億7,517万2,000円とするものでございます。

次に3ページの歳出です。補正額は、2款総務費、1項総務管理費が817万2,000円の増額となり、歳出合計は補正前の額28億6,700万円に補正額817万2,000円を追加して28億7,517万2,000円とするものでございます。

次の4ページにあります、第2表債務負担行為につきましては、後程、説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。6ページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入です。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金817万2,000円の増額は、令和3年度決算で生じた歳入歳出差引額13億4,934万2,334円から、繰越明許費繰越額13億4,117万円を減じた817万2,334円を令和4年度に繰越すためのものでございます。当初予算に1,000円計上してございますので、補正額は817万2,000円となります。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出です。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を817万2,000円増額し、22節償還金利子及び割引料、過年度構成市負担金精算金として、令和3年度から繰越した剩余金を構成市に返還いたします。歳入歳出予算は以上となります。

次に4ページに戻っていただき、第2表債務負担行為の設定につきまして説明させていただきます。新ごみ処理施設は長期にわたり、運営・維持管理業務を運営事業者に委ねるため、要求水準書等に基づいた業務を確実に実行し、安定したサービスを提供できる財政状況であるか、公共サービスの質が確保されているかを業務監視（モニタリング）していくことが重要でございます。そのため、職員のみでは対応が難しい技術面・法務面・財務面等の、多岐に渡る専門的な知見に基づく検証が、必要となります。特に、瑕疵担保期

間の運営開始後3年間は、組合職員も初めての業務となるため、手厚い（支援）サポートが必要と思われます。なお、組合では、この期間で運営に関する実績の把握、モニタリングの知識を習得するなどして、委託内容をより簡易なものに見直す方向で検討をしております。

予算につきましては、今年度、3か月分確保しておりますが、新施設の運営を1年通した実績で検証したいため、令和5年度分の実績が出る翌年度の4月から検証期間を3ヶ月設ける形で履行期間を設定し、委託契約期間については、新施設が稼働します令和5年1月から令和6年6月までの18ヶ月間を予定しております。

以上で令和4年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（笹原恵子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございますか。

○議長（笹原恵子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

○議長（笹原恵子君） これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第6号「令和4年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（笹原恵子君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（笹原恵子君） 日程第8、議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。管理者に、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案は、地方公務員の育児休業法等に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用している規定を改正するものでございます。

詳細を、事務局長に説明をさせます。

○議長（笹原恵子） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 原田一郎君登壇〕

○事務局長（原田一郎君） それでは、議案第7号につきまして、内容説明をさせていただきます。議案書の、18ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、令和3年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされており、当該措置のうち、令和4年4月1日から「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずる事項」が施行されております。また、「育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に係る事項」が令和4年10月1日から施行されることに伴い、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正が行われました。

今回の条例改正は、この制度改正を受けて所要の改正を行うものでございます。新旧対照表、15ページから17ページを併せてご覧ください。はじめに、「育児休業を取得し

やすい勤務環境の整備に関する措置を講ずる事項」について、第23条及び第24条を追加いたしました。この事項につきましては、令和4年4月1日から施行されているため、この2つの条につきましては、施行日は、公布の日からとなります。

次に、「育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に係る事項」が令和4年10月1日から施行されます。今回の改正で、育児休業の取得の回数が、原則1回までだったものが、原則2回まで取得可能になりました。また、この原則2回までのものとは別に、子の出生後57日以内の育児休業についても、2回まで取得が可能と改正されたことから、第4条に、育児休業法第2条第1項第1号の「人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間」を、基準となる人事院規則で定める、57日間とするものです。その他、第11条の「育児休業等計画書」は、「育児短時間勤務計画書」に改められたことによる改正となります。こちらの施行日につきましては、法改正の施行期日に合わせて、令和4年10月1日からとなります。以上で、議案第7号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（ 笹原恵子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はござりますか。

○議長（ 笹原恵子君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございますか。

○議長（ 笹原恵子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

○議長（ 笹原恵子君） これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（ 笹原恵子君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（ 笹原恵子君） 日程第9、議案第8号「クリーンセンターいづ条例の制定について」を議題といたします。管理者に、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（ 菊地豊君） 本案は、令和5年1月に稼働開始されます新ごみ処理施設について、必要な事項を規定するものでございます。いよいよ設置条例制定に漕ぎつきました。

平成7年頃に、広域の議論が始まってから30年近く、そして、平成17年に2市での準備会ができてから、17年を要しての大変長い期間の事業でした。これまで、暦年にわたり議会の皆さん、そして、両市の市民の皆さんに大変いろいろな議論、ご理解、ご協力がございました。短い条例ではございますけれども、大変深い思い入れを持って皆さんにお諮りしたいと思います。

詳細を、事務局長に説明させます。

○議長（ 笹原恵子君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

○事務局長（ 原田一郎君） それでは、議案第8号につきまして、内容説明をさせていただきます。議案書の、19ページをお願いいたします。

今回の条例制定は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置します廃棄物処理施設が、令和5年1月に稼働開始されることに伴いまして、必要な事項を定めた新たな条例

を制定するものでございます。第1条では、構成市の廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を設置すること。第2条では、施設の名称を「クリーンセンターいづ」とし、位置を「伊豆市佐野456番地」とすること。第3条では、処理対象廃棄物を、一般廃棄物のうち可燃性のものとすること。第4条では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されております技術管理者の資格のこと。第5条では、施設の損害に対します損害賠償の義務についてであります。また、附則において、施工期日を令和5年1月1日からとしております。

以上で、議案第8号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（笹原恵子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございますか。

○議長（笹原恵子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

○議長（笹原恵子君） これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第8号「クリーンセンターいづ条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（笹原恵子君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（笹原恵子君） 以上で、本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理をするものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任していただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（笹原恵子君） 異議なしと認めます。よって、整理は議長に委任、とさせていただきます。

これにて令和4年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 笹原恵子

署名議員 杉山誠

署名議員 竹木俊治

